

補助金等見直しチェックシート・目次

計画調整局

(単位:千円)

番号	所 管	補助金等名称	21予算	見直し 年 度
1	都市プロモーション担当	都市再生重点産業立地促進助成金	536,627	20～21
2	交通空港政策担当	バス利用促進等総合対策事業費補助金	177	20
3	交通空港政策担当	鉄道軌道緊急保全整備事業補助金	0	21
4	交通空港政策担当	鉄道駅耐震補強事業費補助金	23,317	20
5	監察担当	民間建築物吹付けアスベスト除去等補助	14,000	21
6	民間開発促進担当	大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金	507,000	21

補助金等見直しチェックシート

(1) 補助内容

番号	1	所管	計画調整局都市プロモーション担当		
名称	都市再生重点産業立地促進助成金				
交付先	進出企業等				
交付目的	大阪市の定める重点産業分野の企業及び大学等が建設等により、市内に新たな事業所を開設する場合に、建設費等の一部を助成することにより、市内への企業立地を促進し、市内企業の取引機会の拡大及び新産業の育成・振興、雇用機会の創出を図るとともに、創造人材の育成・交流を図り、もって大阪の都市再生及び経済の活性化に資することを目的とする。				
事業の概要	<small>〔基本型〕大阪市の定める重点産業分野の育成・振興等を図り、大阪経済の活性化、都市再生に資するため、重点産業分野の事業所を市内に建設して開設する場合に、建設等にかかる経費の一部を助成する。(助成率:5%以内、限度額:3億円、期間:1年)</small> <small>〔大型特例〕重点産業分野の中でも特に成長が見込まれる大規模先端工場を「産業集積促進地域」(住之江区平林北地区)に建設して開設する場合に、建設等にかかる経費の一部を大阪府と協調して助成する。(助成率:5%以内、限度額30億円、期間:5年)</small> <small>〔大学特例〕大阪市の都市再生を進める上で不可欠な創造人材の育成に資する大学等(サテライトを含む)を設置する場合に、建物賃借料(外国大学については、教員等の渡航費等も含む)または設備投資にかかる経費を助成する。(賃料助成=助成額:対象経費の1/2以内、限度額:2,700万円、外国大学については5,400万円、期間:2年、設備助成=助成率:5%、限度額:3億円、期間:1年)</small> <small>〔本社特例〕市内に新たに先端産業の大企業本社を立地・拡充する場合に、建物賃借料の一部を助成する。(助成率:対象経費の1/3以内、限度額:6,000万円、期間:2年)</small>				
積算根拠 (前年度実績)	<small>(基本型) 助成対象経費 : 1,379,767千円 助成率:5% 助成金額:68,988千円</small> <small>(大型特例) 助成対象経費:34,576,261千円(全体) 助成率:5% 助成金額:562,961千円(中間払)</small> <small>(大学特例) 助成対象経費:50,820千円(24ヶ月) 助成率:1/2 助成金額:4,235千円(中間払)</small> <small>(本社特例) 助成対象経費:160,887千円(24ヶ月) 助成率:1/3 助成金額:5,000千円(中間払)</small>				
事業開始年度	平成16年度		交付方法	通常払(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率(%) (前年度実績)	基本型 5% 大型特例 5% 大学特例 1/2 本社特例 1/3	$5 = \text{補助金額}(68,988 \text{千円}) / \text{補助対象額}(1,379,767 \text{千円}) \times 100$ $1.6 = \text{補助金額}(562,961 \text{千円}) / \text{補助対象額}(34,576,261 \text{千円}) \times 100$ $8.3 = \text{補助金額}(4,235 \text{千円}) / \text{補助対象額}(50,820 \text{千円}) \times 100$ $3.1 = \text{補助金額}(5,000 \text{千円}) / \text{補助対象額}(160,887 \text{千円}) \times 100$			
他の公的補助の有無	国 <input type="checkbox"/>	府 <input checked="" type="checkbox"/>	基本型 <input checked="" type="checkbox"/> 大型特例 <input checked="" type="checkbox"/> 本社特例 <input checked="" type="checkbox"/>	本市のみ	
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	基本型、大型特例:事業費補助(施設整備事業に対する補助)、大学特例、本社特例:事業費補助(その他)				
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			

(2) 直近の見直し状況

見直した時期	平成19年7月
内容	大学特例の拡充(外国大学)及び本社特例の創設

(3) ガイドライン項目の遵守状況

「補助金等のあり方に関するガイドライン」記載項目	不適	その理由と今後の対応について
1 (団体運営費補助、施設運営費補助、市独自のその他事業費補助について) 補助率は補助対象経費の1/2以下である	<input type="checkbox"/>	
2 委託や直接執行などへ切り替える必要はなく、補助金等としての支出が適している	<input type="checkbox"/>	
3 (団体運営費補助、施設運営費補助について) 団体(施設)としての収入確保および効率的な運営への努力が十分なされている	<input type="checkbox"/>	
4 交付先を決定するために、公募制を導入している	<input type="checkbox"/>	
5 団体が行う同一事業に対し、他の所管局と別々に補助していない	<input type="checkbox"/>	
6 繰越金の有無など交付団体の財務状況からみて、補助は適当である	<input checked="" type="checkbox"/>	市内への企業立地を促進し、大阪の都市再生及び経済の活性化に資することを目的とした制度であるため、経営内容が良好で、立地場所において継続して事業を営むことを助成制度適用の要件としている。
7 交付先に対し直接補助を行っている(再補助を行っていない)	<input type="checkbox"/>	

(4) 補助効果の検証

効果測定方法	民間投資の促進、雇用創出、市税収入の増加
達成状況	<p>助成制度適用案件(14件)について、誘致効果として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間投資の促進:投資額1,720億円÷助成金54億円＝約32倍(土地代を除く) ・雇用創出:常用雇用者約4,400人 ・市税収入の増加:基本型(森ノ宮医療大学を除く8件)・大型特例(2件)の助成適用事業所の固定資産税、都市計画税、事業所税(資産割のみ)の3税増収額＝約86億円(事業所竣工後5年間累計)、約137億円(10年間累計)



効果の評価	理由
<input checked="" type="checkbox"/> 十分効果をあげている <input type="checkbox"/> 一定の効果をあげている <input type="checkbox"/> 効果に疑問がある <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 本助成制度は、民間投資の誘発を促進するとともに、雇用機会の創出、市税の増収に寄与するなど大阪経済の活性化を通じた都市の再生に資するもので高い効果を上げている。

(5) ガイドラインにおける基本的視点の再チェック

基本的視点		適	不適	説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・助成制度は、今後とも企業誘致など都市プロモーションの取組みを進めていくうえでの前提条件である。 ・企業等の市内投資に伴う高コスト負担(地価、人件費)の軽減に寄与し、自治体間での誘致競争力の源泉である。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・他都市の補助制度等と比較して、対象経費、助成率・助成上限額ともに一定の競争力を有しているが、大阪府との協調助成を実施している「大型特例」については、本市の財政状況に鑑み、単年度の限度額、期間について改正を行う。 ・大型特例及び本社特例助成の対象業種の「先端性」について、具体的・明確に定義することが特に難しいことから、先端産業認定手続きを追加する。 ・産業集積促進地域内に助成対象事業所の進出する新たな敷地が存しない間、大型特例の申請受付を中止する。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度末を終期とするサンセットの制度であるが、誘致効果等を勘案して、期間の延長を行う。 ・助成金方式は、市内投資に伴う初期の高コスト負担(地価、人件費)の軽減に寄与し、企業ニーズに対応するものである。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>助成制度の適正実施を図るため、外部委員からなる大阪市都市再生促進助成制度審査会を設置して、事業計画承認等について諮問を行い、審査会において調査審議し、市長に対して意見具申を受けており、適正に決定している。</p>

(6) 今後の方向性

<input type="checkbox"/>	現行のまま補助を継続	見直しの内容 ・大型特例に係る助成金の支払方法の見直し(単年度限度額6億円→3億円、期間:5年→10年(1年あたり、助成総額10億円以下は1億円、10億円超は助成金額の1/10)(平成21年度実施) ・事業計画承認に先立って先端産業認定の手続きを追加(平成20年度実施) ・当分の間大型特例の申請受付中止(平成21年度実施) ・平成23年度末まで助成制度を継続(平成21年度実施)
<input checked="" type="checkbox"/>	見直したうえで継続	
<input type="checkbox"/>	廃止する	
<input type="checkbox"/>	その他	
その他の内容		見直しの時期 平成20～21年度
		廃止の理由 廃止の時期

終期設定 平成 23 年度	<input type="checkbox"/> 終期到来により廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 終期到来時に再検討	次回チェック年度(予定) 平成 23 年度
------------------	---	--------------------------

(7) 財政局のコメント(今後の課題等)

<p>「今後の方向性」のとおり、見直したうえで補助を継続することが適当である。</p>

補助金等見直しチェックシート

(1) 補助内容

番号	2	所管	計画調整局計画部交通空港政策担当		
名称	バス利用促進等総合対策事業費補助金				
交付先	大阪市内の民営路線バス事業者				
交付目的	大阪市内においてバスの利用促進と移動の円滑化に資するために実施する事業を対象に、その経費の一部を助成することにより、高齢者・身体障害者等の地域住民の生活に不可欠なバス路線の利便性の向上と公共交通機関としての移動の円滑化の促進を図るとともに、あわせて道路混雑の緩和、地域環境の改善等に寄与することを目的とする。				
事業の概要	国の補助金交付要綱に定める補助対象事業のうち、バスカードシステムの整備事業又は超低床ノンステップバス車両の導入事業に対し、国の補助金交付要綱に定める経費に大阪市内の運行比率を乗じて得た額を上限として補助金を交付する。				
積算根拠 (前年度実績)	54,400千円(整備費用) × 1.76%(市内運行比率) × 1/10(補助率) = 95千円				
事業開始年度	平成11年	交付方法	通常払(補助金確定後)		
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率(%) (前年度実績)	1/10	(約10%) = 補助金額(95千円) / 補助対象額(957千円) × 100			
他の公的補助の有無	国 <input checked="" type="checkbox"/>	府 <input checked="" type="checkbox"/>	本市のみ <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	事業費補助(施設整備事業に対する補助)				
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			

(2) 直近の見直し状況

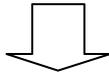
見直した時期	平成18年4月
内容	平成18年度より、交通系ICカードシステム整備事業を補助対象に追加した

(3) ガイドライン項目の遵守状況

「補助金等のあり方に関するガイドライン」記載項目	不適	その理由と今後の対応について
1 (団体運営費補助、施設運営費補助、市独自のその他事業費補助について) 補助率は補助対象経費の1/2以下である	<input type="checkbox"/>	
2 委託や直接執行などへ切り替える必要はなく、補助金等としての支出が適している	<input type="checkbox"/>	
3 (団体運営費補助、施設運営費補助について) 団体(施設)としての収入確保および効率的な運営への努力が十分なされている	<input type="checkbox"/>	
4 交付先を決定するために、公募制を導入している	<input type="checkbox"/>	
5 団体が行う同一事業に対し、他の所管局と別々に補助していない	<input type="checkbox"/>	
6 繰越金の有無など交付団体の財務状況からみて、補助は適当である	<input checked="" type="checkbox"/>	整備費用等は事業者が負担すべきではあるが、バス事業全体が大変厳しい経営状況にある中、効果的に地域住民の生活に不可欠なバスの利用促進と移動の円滑化を図るため補助金を交付している。
7 交付先に対し直接補助を行っている(再補助を行っていない)	<input type="checkbox"/>	

(4) 補助効果の検証

効果測定方法	ICカード機器取付車両数または超低床ノンステップバス車両の導入台数
達成状況	平成18年度取付数 167両(補助対象事業者の大阪府内全体の取付車両数) 平成19年度取付数 100両(補助対象事業者の大阪府内全体の取付車両数)



効果の評価		理由
<input checked="" type="checkbox"/> 十分効果をあげている <input type="checkbox"/> 一定の効果をあげている <input type="checkbox"/> 効果に疑問がある <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	ICカードを利用できるエリアや車両数が増加することにより、利用者の利便性向上や移動の円滑化が図られており、バスの利用促進に効果をあげている。

(5) ガイドラインにおける基本的視点の再チェック

基本的視点		適	不適	説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	バスの利便性向上と移動の円滑化の促進が図られており、公益性は認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	国の定めた補助制度に基づき、本市としても対象経費、補助率を本市要綱に明記した上で、国、大阪府と協調して補助をおこなっているが、府が「大阪維新プログラム(案)」において対象経費を見直したことにより市も同様の見直しを行った。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ICカードを利用できるエリアや車両数が増加しており、利用者のサービス向上に有効である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	大阪市内で路線バスを運行する民営バス事業者を対象にしており、要綱等により適正に決定している。

(6) 今後の方向性

<input type="checkbox"/> 現行のまま補助を継続	<input checked="" type="checkbox"/> 見直したうえで継続 <input type="checkbox"/> 廃止する <input type="checkbox"/> その他	見直しの内容	「大阪維新プログラム(案)」における府の考え方と同様に、当初予算の積算補助対象経費の60%を補助対象経費の上限とする変更をおこなった。	
<input checked="" type="checkbox"/> 見直したうえで継続				見直しの時期
<input type="checkbox"/> 廃止する		その他の内容	廃止の理由	
<input type="checkbox"/> その他			廃止の時期	

その他の内容	廃止の理由	
	廃止の時期	

終期設定	<input type="checkbox"/> 終期到来により廃止	次回チェック年度(予定)
平成 20年度	<input checked="" type="checkbox"/> 終期到来時に再検討	平成 23年度

(7) 財政局のコメント(今後の課題等)

「今後の方向性」のとおり、見直したうえで補助を継続することが適当である。

補助金等見直しチェックシート

(1) 補助内容

番 号	3	所 管	計画調整局計画部交通空港政策担当		
名 称	鉄道軌道緊急保全整備事業費補助金				
交付先	緊急保全整備事業を行う鉄道事業者(阪堺電気軌道株式会社)				
交付目的	平成14・15年度に行われた安全性緊急評価の結果を踏まえ、国土交通省近畿運輸局長に提出された、保全整備計画に基づく設備の整備を促進する。				
事業の概要	対象者: 緊急保全整備事業を行う鉄道事業者 補助対象の範囲: 緊急保全整備事業に直接に要した本工事費、付帯工事費、補償費及び調査費とし、補助金額については、補助対象経費の1/5を乗じて得た額以内とし、予算の範囲内とする。				
積算根拠 (前年度実績)	補助対象経費 24,606,612円 補助金額 4,604,000円				
事業開始年度	昭和58年度	交付方法	通常払(補助金確定後)		
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率(%) (前年度実績)	1/5	(約18.7%) = 補助金額(4,604,000円) / 補助対象額(24,606,612円) × 100			
他の公的補助の有無	国 <input checked="" type="checkbox"/>	府 <input checked="" type="checkbox"/>	本市のみ <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	事業費補助(施設整備事業に対する補助)				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			

(2) 直近の見直し状況

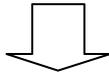
見直した時期	平成16年10月
内 容	設備の近代化を推進させることにより、保安度の向上を図ることを目的として補助を実施しているが、安全性緊急評価の結果を踏まえた保全整備計画が策定された事により、保全整備計画に基づく緊急保全整備事業を補助対象とし、保全整備計画に伴う設備の整備にあたっての補助率の変更(1/6⇒1/5)を行った。

(3) ガイドライン項目の遵守状況

「補助金等のあり方に関するガイドライン」記載項目	不適	その理由と今後の対応について
1 (団体運営費補助、施設運営費補助、市独自のその他事業費補助について) 補助率は補助対象経費の1/2以下である	<input type="checkbox"/>	
2 委託や直接執行などへ切り替える必要はなく、補助金等としての支出が適している	<input type="checkbox"/>	
3 (団体運営費補助、施設運営費補助について) 団体(施設)としての収入確保および効率的な運営への努力が十分なされている	<input type="checkbox"/>	
4 交付先を決定するために、公募制を導入している	<input checked="" type="checkbox"/>	国からの通達により、当該事業者が平成14、15年度において実施した安全性緊急評価において、安全対策が必要という結果がでたため、本事業者に本補助を実施している。
5 団体が行う同一事業に対し、他の所管局と別々に補助していない	<input type="checkbox"/>	
6 繰越金の有無など交付団体の財務状況からみて、補助は適当である	<input type="checkbox"/>	
7 交付先に対し直接補助を行っている(再補助を行っていない)	<input type="checkbox"/>	

(4) 補助効果の検証

効果測定方法	軌道道床構造化整備距離
達成状況	平成16～18年度整備距離 212m 平成19年度整備距離 76m



効果の評価	理由
<input checked="" type="checkbox"/> 十分効果をあげている <input type="checkbox"/> 一定の効果をあげている <input type="checkbox"/> 効果に疑問がある <input type="checkbox"/> その他	安全輸送の確保の観点から、保全整備計画に基づいて、緊急的に整備すべき施設(軌道道床)を整備することができ、平成20年度末には安全性の向上が図れる見込である。

(5) ガイドラインにおける基本的視点の再チェック

基本的視点		適	不適	説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	対象となる緊急保全整備事業(軌道道床の整備)が平成20年度末で完了する見込のため、今後、補助を行う必要がない。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国の定めた補助制度に基づき、本市としても対象経費、補助率を本市要綱に明記した上で、国、大阪府と協調して補助をおこなっており、妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	緊急保全整備事業が進捗しており補助効果がある。民間事業者の施設整備を行うものであり、国の制度上からも補助が最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国の制度上、また本市の要綱でも安全性緊急評価の結果を踏まえ、緊急に整備が必要とされたものを対象としており、適正である。

(6) 今後の方向性

<input type="checkbox"/> 現行のまま補助を継続 <input type="checkbox"/> 見直したうえで継続 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止する <input type="checkbox"/> その他	見直しの内容 見直しの時期
その他の内容	廃止の理由 廃止の時期

終期到来により廃止
 終期到来時に再検討

終期設定 平成 20 年度	次回チェック年度(予定) 平成 年度
------------------	-----------------------

(7) 財政局のコメント(今後の課題等)

「今後の方向性」のとおり、円滑な収束に努めること。

補助金等見直しチェックシート

(1) 補助内容

番 号	4	所 管	計画調整局計画部交通空港政策担当		
名 称	鉄道駅耐震補強事業費補助金				
交付先	民鉄線既存駅の改良整備・保有を業務とする法人				
交付目的	鉄道駅耐震補強事業に要する経費の一部を本市が補助することにより、主要な鉄道駅の耐震補強を実施し、鉄道駅利用者の安全の向上を図る				
事業の概要	今後発生が予測される大規模地震に備え、緊急人員輸送の拠点等の機能を有する主要な鉄道駅について、耐震補強の緊急実施を図る事業に対して、国等と協調し補助金を交付する。				
積算根拠 (前年度実績)	補助対象経費 172,560,000円 補助金額 補助対象経費 × 1/6 = 28,760,000円				
事業開始年度	平成19年度		交付方法	通常払(補助金確定後)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率(%) (前年度実績)	1/6	約16.7% = 補助金額(28,760,000円) / 補助対象額(172,560,000円) × 100			
他の公的補助の有無	国 <input checked="" type="checkbox"/>	府 <input checked="" type="checkbox"/>	本市のみ <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	外郭団体のうち報告団体				
性質別分類	事業費補助(施設整備事業に対する補助)				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input type="checkbox"/>		無 <input checked="" type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			

(2) 直近の見直し状況

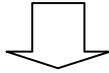
見直した時期	なし
内 容	

(3) ガイドライン項目の遵守状況

「補助金等のあり方に関するガイドライン」記載項目		不適	その理由と今後の対応について
1	(団体運営費補助、施設運営費補助、市独自の その他事業費補助について) 補助率は補助対象経費の1/2以下である	<input type="checkbox"/>	
2	委託や直接執行などへ切り替える必要はなく、補助金等としての支出が適している	<input type="checkbox"/>	
3	(団体運営費補助、施設運営費補助について) 団体(施設)としての収入確保および効率的な運営への努力が十分なされている	<input type="checkbox"/>	
4	交付先を決定するために、公募制を導入している	<input checked="" type="checkbox"/>	補助対象駅については、乗降客数が1万人以上の駅でかつ折返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する駅を対象としているが、交付先が国の要綱に則って、「鉄道事業法第3条の許可を受けた若しくは民鉄線既存駅の改良整備・保有を業務とする地方公共団体の出資又は拠出に係る法人及び民法第34条に基づいて設立される社団法人又は財団法人」に限定されているため。
5	団体が行う同一事業に対し、他の所管局と別々に補助していない	<input type="checkbox"/>	
6	繰越金の有無など交付団体の財務状況からみて、補助は適当である	<input checked="" type="checkbox"/>	大規模地震に備え、緊急人員輸送の拠点等の機能を有する主要な鉄道駅について、耐震補強が確実に実施されることにより、鉄道駅利用者の安全性向上が図られる。本事業を着実に推進するため補助金を交付している。
7	交付先に対し直接補助を行っている(再補助を行っていない)	<input type="checkbox"/>	

(4) 補助効果の検証

効果測定方法	耐震補強の実施駅数	平成19年度(実績)	1駅	
		平成20年度(見込)	1駅	
		平成21年度(予定)	3駅	
		平成22年度(予定)	3駅(うち継続2駅)	計 6駅
達成状況	平成19年度実施駅 1駅			



効果の評価		理由
十分効果をあげている	<input checked="" type="checkbox"/>	鉄道駅の耐震補強事業を実施することにより、鉄道駅利用者の安全の向上と災害発生時における鉄道駅の緊急応急活動拠点機能確保が進んでおり、効果をあげている。
一定の効果をあげている	<input type="checkbox"/>	
効果に疑問がある	<input type="checkbox"/>	
その他	<input type="checkbox"/>	

(5) ガイドラインにおける基本的視点の再チェック

基本的視点		適	不適	説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	鉄道駅の耐震補強を実施することにより、災害発生時における鉄道駅の緊急応急活動拠点機能確保を目的としており、公益性は認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	国の定めた補助制度に基づき、本市としても対象経費、補助率を本市要綱に明記した上で、国、大阪府と協調して補助をおこなっているが、府が「大阪維新プログラム(案)」において対象経費を見直したことから、市も同様の見直しを行った。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	鉄道駅の耐震対策が進捗しており補助効果がある。民間事業者の鉄道駅改良を行うものであり、国の制度上からも補助が適当である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国の制度上また本市要綱でも、利用者が1万人以上の駅でかつ折返し運転が可能な駅又は複数路線の接続駅という拠点機能を有する駅を対象と定めており、公平かつ適正である。

(6) 今後の方向性

<input type="checkbox"/>	現行のまま補助を継続	見直しの内容	「大阪維新プログラム(案)」における府の考え方と同様に、当初予算の積算補助対象経費の80%を補助対象経費の上限とする変更をおこなった。
<input checked="" type="checkbox"/>	見直したうえで継続		
<input type="checkbox"/>	廃止する		
<input type="checkbox"/>	その他		
		見直しの時期	平成20年度

その他の内容	廃止の理由
	廃止の時期

終期設定	<input type="checkbox"/>	終期到来により廃止	次回チェック年度(予定)
平成 20 年度	<input checked="" type="checkbox"/>	終期到来時に再検討	平成 22 年度

(7) 財政局のコメント(今後の課題等)

「今後の方向性」のとおり、見直したうえで補助を継続することが適当である。

補助金等見直しチェックシート

(1) 補助内容

番号	5	所管	計画調整局建築指導部監察担当		
名称	民間建築物吹付けアスベスト除去等補助				
交付先	一定の要件を満たす吹付けアスベストの除去等を行う者				
交付目的	既存建築物に対し、所有者等がアスベスト含有調査・対策を実施する場合に要する費用の一部を補助することにより、アスベストによる健康被害に対する市民の不安を解消することを目的とする				
事業の概要	露出した吹付けアスベストのある建物の所有者(個人)または管理組合の代表者に、アスベスト含有調査費の1/3かつ上限金額内(戸建:3万円、分譲共同住宅・一般建築物:10万円)、アスベスト対策工事費の1/3かつ上限金額内(戸建:20万円、分譲共同住宅・一般建築物:100万円)で補助を行う。				
積算根拠 (前年度実績)	19年度実績として ・アスベスト含有調査:18物件の事業費1,786千円に対し、それぞれ1/3かつ上限金額内、合計478千円を補助 ・アスベスト対策工事:7物件の事業費28,389千円に対し、それぞれ1/3かつ上限金額内、合計6,477千円を補助				
事業開始年度	18	交付方法	通常払(補助金額確定後)		
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率(%) (前年度実績)	1/3 <small>(国45/100 上限100千円)</small>	(含有調査費 分譲・一般) = 補助金額(478千円) / 補助対象額(1,786千円) × 100 = 27			
	1/3 <small>(国45/100 上限30千円)</small>	(含有調査費 戸建) = 補助金額(0円) / 補助対象額(0千円) × 100 = 0			
	1/3 <small>(国45/100 上限1,000千円)</small>	(対策工事費 分譲・一般) = 補助金額(6,477千円) / 補助対象額(28,389千円) × 100 = 23			
	1/3 <small>(国45/100 上限200千円)</small>	(対策工事費 戸建) = 補助金額(0円) / 補助対象額(0千円) × 100 = 0			
他の公的補助の有無	国(間接) <input checked="" type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	本市のみ <input checked="" type="checkbox"/>		
交付先の分類	個人				
性質別分類	その他(個人に対する補助など)				
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>			無 <input type="checkbox"/>
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			

(2) 直近の見直し状況

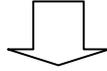
見直した時期	平成18年10月
内容	アスベストによる健康被害に対する市民の不安解消を図りアスベスト除去等を促進させるため、一般建築物(戸建住宅、分譲共同住宅以外の建築物)において、3階建(地階を除く)以上かつ延べ面積1000㎡以上のもので日常的に多数の者が常時利用する部分に限っていたが、階数・面積要件を廃止し、すべての一般建築物を補助対象とするように拡充した。

(3) ガイドライン項目の遵守状況

「補助金等のあり方に関するガイドライン」記載項目	不適	その理由と今後の対応について
1 (団体運営費補助、施設運営費補助、市独自のその他事業費補助について) 補助率は補助対象経費の1/2以下である	<input type="checkbox"/>	
2 委託や直接執行などへ切り替える必要はなく、補助金等としての支出が適している	<input type="checkbox"/>	
3 (団体運営費補助、施設運営費補助について) 団体(施設)としての収入確保および効率的な運営への努力が十分なされている	<input type="checkbox"/>	
4 交付先を決定するために、公募制を導入している	<input type="checkbox"/>	
5 団体が行う同一事業に対し、他の所管局と別々に補助していない	<input type="checkbox"/>	
6 繰越金の有無など交付団体の財務状況からみて、補助は適当である	<input checked="" type="checkbox"/>	民間建築物におけるアスベスト対策は建物所有者の責務であるが、アスベスト対策が思うように進まないという判断のもと、早急にアスベストによる健康被害に対する市民の不安を解消するため、補助金を交付している。
7 交付先に対し直接補助を行っている(再補助を行っていない)	<input type="checkbox"/>	

(4) 補助効果の検証

効果測定方法	アスベスト含有調査補助件数 アスベスト対策工事補助件数 アスベスト対策に対する市民からの相談・問合せ件数
達成状況	アスベスト含有調査補助:18年度 6件 19年度 18件 アスベスト対策工事補助:18年度 3件 19年度 7件 なお、平成18年6月に「民間建築物吹付けアスベスト除去等補助制度」の運用を開始し、アスベスト対策等の普及啓発活動を行った結果、18年度から20年11月末時点で約700件の相談・問合せがあり、そのうち補助制度に関する内容のものは約490件であった。



効果の評価	理由
<input type="checkbox"/> 十分効果をあげている <input checked="" type="checkbox"/> 一定の効果をあげている <input type="checkbox"/> 効果に疑問がある <input type="checkbox"/> その他	<p>建築物におけるアスベスト対策においては、建物所有者の合意形成に時間を要すること(区分所有形式の建物の場合)、補助制度はあるものの対策を行うにあたっては費用負担が発生することなど、個々に様々な問題もあり、19年度の補助件数は、アスベスト含有調査に対する補助:18件、アスベスト対策工事に対する補助:7件となった。</p> <p>しかしながら、各種普及啓発活動や補助制度の創設により、アスベスト対策に関する問合せや補助制度の活用に関する19年度の事前協議は約200件に達し、市民や建物所有者等に対して一定の対策促進効果はあったと考えている。また、18年度の補助実績から比べ、補助利用件数も増加している。しかし、未だアスベスト対策を実施していない建築物が多く残っている状況である。</p>

(5) ガイドラインにおける基本的視点の再チェック

基本的視点	適	不適	説明
1 「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	健康被害に対する市民の不安を解消するため3年間の期間限定で補助制度を実施してきたが、未だアスベスト対策のされていない建築物が多く残っている状況を踏まえ、今後も補助制度を継続しアスベスト対策を促進していくことが重要である。
2 「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	アスベスト対策を促進する観点から、来年度から国が補助制度要件の拡充を行う。国がアスベスト含有調査費用に対する補助額を全額としたため、本市においても全額補助とする。さらに国がアスベスト含有調査に対する補助対象をすべての建築物としたため、含有調査・対策工事の補助対象を賃貸住宅を含むすべての戸建住宅とする。
3 「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	大阪市アスベスト対策基本方針に基づき、市民の健康被害保護の観点から、アスベスト飛散防止対策の各種施策を実施しているところである。アスベスト飛散防止対策は建物所有者等の責務となっており、早期対策を実現させるために補助は有効な手段と考えている。
4 「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	交付先は、民間建築物の所有者(個人)または管理組合の代表者で露出した吹付けアスベストがあると申請してきた者であり、要綱に沿って交付決定を行っているため、公平であると考えている。

(6) 今後の方向性

<input type="checkbox"/> 現行のまま補助を継続	見直しの内容	未だアスベスト対策を実施していない建築物が多く残っている状況を踏まえ、引き続きアスベスト対策を促進していくため、以下の内容について見直しを行い、補助制度の利用促進を図り、一刻も早くアスベスト対策を実現させていく。 ・補助額:アスベスト含有調査費用に対する補助率を撤廃し、上限金額を25万円とする(但し1試料あたりの上限金額を10万円)。 ・戸建住宅の補助条件:分析調査・対策工事の補助対象を賃貸住宅を含むすべての戸建住宅とする。
<input checked="" type="checkbox"/> 見直したうえで継続		
<input type="checkbox"/> 廃止する		
<input type="checkbox"/> その他		
見直しの時期		平成21年度

その他の内容	廃止の理由
	廃止の時期

終期設定	<input type="checkbox"/> 終期到来により廃止	次回チェック年度(予定)
平成 20 年度	<input checked="" type="checkbox"/> 終期到来時に再検討	平成 23 年度

(7) 財政局のコメント(今後の課題等)

「今後の方向性」のとおり、見直したうえで補助を継続することが適当である。

補助金等見直しチェックシート

(1) 補助内容

番号	6	所管	計画調整局開発調整部民間開発促進担当		
名称	大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金				
交付先	株式会社湊町開発センター				
交付目的	大阪シティエアターミナル内に設置された公的施設(特に非収益性・低収益性を有する「バスターミナル」、「世界旅の情報ステーション」及び「公共通路」)の管理運営に係る経費に関し補助金を交付することで、OCATの公的機能を維持することを目的とする。また、大阪シティエアターミナルを運営する株式会社湊町開発センターは特定調停が成立した会社であり、会社の再建計画においては、本公的施設管理運営補助金(5.6億円)の30年間継続が前提となっている。				
事業の概要	対象者:株式会社湊町開発センター 補助対象の範囲:「バスターミナル」、「世界旅の情報ステーション」及び「公共通路」の管理運営費 「バスターミナル」、「世界旅の情報ステーション」及び「公共通路」の公共機能維持に係る経費 上限額:当該年度の予算の範囲内				
積算根拠 (前年度実績)	①公的施設管理運営経費 453,391千円 バスターミナル:297,771千円 世界旅の情報ステーション:41,071千円 公共通路:114,549千円 ②公共機能の維持に係る経費 280,000千円 バスターミナル:164,796千円 世界旅の情報ステーション:1,502千円 公共通路:113,702千円 ③バスターミナル収益 192,563千円 積算:(①-③)+② = 540,828千円(改め540,000千円)				
事業開始年度	平成10年度		交付方法	通常払	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率(%) (前年度実績)	100% (上限予算額)(収支差補助)	(約74%)=補助金額(540,000千円)÷補助対象額(733,391千円)×100			
他の公的補助の有無	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	本市のみ <input checked="" type="checkbox"/>		
交付先の分類	外郭団体等のうち監理団体				
性質別分類	施設運営費補助				
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input type="checkbox"/>		無 <input checked="" type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			

(2) 直近の見直し状況

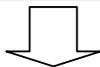
見直した時期	平成16年4月
内容	補助対象を公共施設の維持管理経費と公共機能維持に係る経費に変更

(3) ガイドライン項目の遵守状況

「補助金等のあり方に関するガイドライン」記載項目	不適	その理由と今後の対応について
1 (団体運営費補助、施設運営費補助、市独自のその他事業費補助について) 補助率は補助対象経費の1/2以下である	<input checked="" type="checkbox"/>	本補助金(5.6億円)の30年間継続が前提となった再建計画のもとに特定調停が成立しており、会社の自立的経営が実現するまで、低収益・非収益である公的施設の管理運営費を負担する必要がある。
2 委託や直接執行などへ切り替える必要はなく、補助金等としての支出が適している	<input type="checkbox"/>	
3 (団体運営費補助、施設運営費補助について) 団体(施設)としての収入確保および効率的な運営への努力が十分なされている	<input checked="" type="checkbox"/>	補助対象施設は低収益性・非収益性を有しており収入確保が困難である。しかしながら、より高い収益を確保するため、バス運行会社に対する積極的な営業や、運行状況案内等を整備・充実し利便性向上を図るなどの努力がなされている。
4 交付先を決定するために、公募制を導入している	<input checked="" type="checkbox"/>	OCATビルは、バスターミナル・世界旅の情報ステーション及び公共通路などの施設があり、公共施策に資する役割を果たしている。これらの施設の運営を担う湊町開発センターを交付先としている。
5 団体が行う同一事業に対し、他の所管局と別々に補助していない	<input type="checkbox"/>	
6 繰越金の有無など交付団体の財務状況からみて、補助は適当である	<input checked="" type="checkbox"/>	会社の財務状況では、平成19年度の純利益463,873千円、平成19年度末時点の利益剰余金1,125,643千円となっており、収益確保のための努力やコスト削減などにより再建計画を上回るペースで経営再建が進んでいるものの、地域内でのテナント事業や都市間バスの競争激化、固定金利の見直しなど、決して楽観できる状況ではない。低収益・非収益である公的施設の管理運営費を本市が負担しなければ経営が成り立たない状況であるため、会社の自立的再建が実現するまで継続する必要がある。
7 交付先に対し直接補助を行っている(再補助を行っていない)		

(4) 補助効果の検証

効果測定方法	バスターミナルの増便数、乗降客の増数
達成状況	バスターミナル増便数 1,385便（平成18年度 117,487便 ⇒ 平成19年度 118,872便） バスターミナル乗降客の増数 31,287人（平成18年度 1,512,638人 ⇒ 平成19年度 1,543,925人）



効果の評価	理由
<input checked="" type="checkbox"/> 十分効果をあげている <input type="checkbox"/> 一定の効果をあげている <input type="checkbox"/> 効果に疑問がある <input type="checkbox"/> その他	バスターミナルについては、平成19年度は前年度に比べ1,385便の増便及び31,287人の乗降客増となっており、十分効果をあげている。

(5) ガイドラインにおける基本的視点の再チェック

基本的視点	適	不適	説明
1 「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	OCATビル内には、バスターミナル・公共通路などの公共施設がある。特にバスターミナルは都市計画法に基づく都市計画施設であり、極めて公共性が高い施設である。低収益施設であるバスターミナルと非収益施設である公共通路を民間企業で適正に管理するに当たり、当該補助金が必要である。
2 「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	補助対象のうち、世界旅の情報ステーションについては、近年のインターネットの普及等により、求められる役割が変化していることから、平成21年9月末に廃止される予定である。よって廃止後は、当該施設に対する補助金を交付する必要がなくなる。
3 「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	本市による支援策として、補助金交付という手法をとっており、本補助金の継続を前提とした再建計画を元に特定調停が成立し、平成16年度に債務超過を解消することができた。
4 「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	OCATビル内には、バスターミナル及び公共通路などの公共施設がある。特にバスターミナルは都市計画法に基づく都市計画施設であり、極めて公共性が高い施設である。補助金の交付先である湊町開発センターは、このように公共性の高い施設の運営主体であるとともに、本補助金の継続を前提とした再建計画を元に特定調停が成立し、現在経営再建中であるため、交付先として適正である。

(6) 今後の方向性

<input type="checkbox"/> 現行のまま補助を継続	<input checked="" type="checkbox"/> 見直したうえで継続 <input type="checkbox"/> 廃止する <input type="checkbox"/> その他	見直しの内容	補助対象としていた公的施設「世界旅の情報ステーション」が平成21年9月末に廃止されるため、同施設を補助対象から除外する。	
			見直しの時期	平成21年度
		その他の内容	廃止の理由	
			廃止の時期	

その他の内容	廃止の理由	
	廃止の時期	

<table border="1"> <tr> <th colspan="2">終期設定</th> </tr> <tr> <td>平成</td> <td>45 年度</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※本補助金の30年間継続が前提となった再建計画をもとに特定調停が成立しており、会社の自立的経営が実現するまで、公的施設の管理運営費を負担する必要がある。</td> </tr> </table>	終期設定		平成	45 年度	※本補助金の30年間継続が前提となった再建計画をもとに特定調停が成立しており、会社の自立的経営が実現するまで、公的施設の管理運営費を負担する必要がある。		<input type="checkbox"/> 終期到来により廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 終期到来時に再検討	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">次回チェック年度(予定)</th> </tr> <tr> <td>平成</td> <td>23 年度</td> </tr> </table>	次回チェック年度(予定)		平成	23 年度
終期設定												
平成	45 年度											
※本補助金の30年間継続が前提となった再建計画をもとに特定調停が成立しており、会社の自立的経営が実現するまで、公的施設の管理運営費を負担する必要がある。												
次回チェック年度(予定)												
平成	23 年度											

(7) 財政局のコメント(今後の課題等)

「今後の方向性」のとおり、見直したうえで補助を継続することが適当である。
